

## 令和4年度地域医療介護総合確保基金追加募集 Q&A

(問1) 申請するにあたり記入例等、日臨技から配信はあるのか。

(答) 当会としては、各都道府県技師会に周知をお願いしているところである。記入例等の配信は予定していない。各都道府県の担当者にご確認いただきたい。

(問2) 令和4年度地域医療介護総合確保基金についての問合せ先はあるのか。

(答) 各都道府県の担当者にご問合せいただきたい。

(問3) 各都道府県に確認していただきたいとのことだが、県庁の何課に問合せすればいいのか。

(答) 厚生労働省からの事務連絡には、各都道府県医療勤務環境改善ご担当者との記載があることから、こちらに問い合わせいただきたい。  
なお、各医療施設には、都道府県から既に文書が配信されていると思われるので、各医療施設の事務方である総務課にご問合せいただきたい。

(問4) 診療報酬上の「地域医療体制確保加算」をしている医療機関は補助対象外と記載されているが、「地域医療体制確保加算」からタスクシフトの受講料を充てていただくよう施設に交渉しても構わないか。

(答) 交渉いただく分には構わない。施設の判断によるので確認いただきたい。

(問5) 10月28日の提出期限は、医療機関が都道府県に提出する期限か。

(答) 10月28日の期限は、都道府県から厚生労働省へ提出する期限であり、医療機関から都道府県への期限は、前倒しされていると思われるので、各都道府県担当者にご確認いただきたい。

(問6) 都道府県から基金補助を受けるための手続きは、どのようにするのか。

(答) 先ずは医療機関から、各都道府県が指定した期日までに追加募集について計画を提出することが必要。補助金を受領するためには、事業開始前に補助

金の交付申請を行い、事業終了後事業実績報告書を提出することで、補助金が都道府県から支出されると思われませんが、具体的には各都道府県の担当者にご確認いただきたい。

(問7) 過去に研修を受講した者は対象となるのか。

(答) 今回の追加募集は、令和4年度となっていることから、令和3年度以前に受講した者は対象外となります。具体的な対象者についても各都道府県の担当者にご確認願いたい。

(問8) この基金からの補助は、令和4年度限りなのか。

(答) 国が毎年度予算措置することから確たることは言えないが、タスクシフトシェアの講習は来年度以降も実施しなければならないことから、令和5年度においても継続されると思われる。

(問9) 県内会員あてに周知したいが、日臨技として一斉メールのような形で周知できないか。もしできないようであれば、県技師会がわかりやすい文書を作成して周知してよいか。

(答) 日臨技としては、ホームページのタスクシフトシェアのサイトに、今回の通知一式を掲載し会員及び非会員も見られるようにします。また、本件は各施設の施設連絡責任者の方々へ通知することが目的であり、日臨技としてはその情報を得ていないため県技師会として周知いただくことについては是非お願いしたい。もちろん各都道府県技師会でわかりやすい文書を独自にご作成頂き周知することも併せてお願いしたい。